

改正	昭和34年10月31日条例第51号 〔第1次改正〕	昭和35年8月1日条例第44号 〔北海道地方警察職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例附則第8項 による改正〕
	昭和35年11月1日条例第57号 〔第2次改正〕	昭和36年4月1日条例第33号 〔第3次改正〕
	昭和37年4月7日条例第12号 〔第4次改正〕	昭和37年7月26日条例第37号 〔第5次改正〕
	昭和37年12月26日条例第69号 〔第6次改正〕	昭和38年12月20日条例第48号 〔北海道地方警察職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例附則第10項 による改正〕
	昭和39年4月1日条例第5号 〔第7次改正〕	昭和40年4月1日条例第20号 〔第8次改正〕
	昭和41年4月8日条例第9号 〔第9次改正〕	昭和42年7月27日条例第24号 〔第10次改正〕
	昭和44年12月22日条例第58号 〔第11次改正〕	昭和45年3月31日条例第11号 〔第12次改正〕
	昭和45年12月23日条例第76号 〔北海道地方警察職員の給与に関する 条例等の一部を改正する条例第4条に よる改正〕	昭和46年7月30日条例第26号 〔第13次改正〕
	昭和47年4月3日条例第29号 〔第14次改正〕	昭和47年11月17日条例第56号 〔北海道地方警察職員の給与に関する 条例等の一部を改正する条例第2条に よる改正〕
	昭和48年12月21日条例第76号 〔第15次改正〕	昭和49年10月23日条例第53号 〔第16次改正〕
	昭和50年12月23日条例第47号 〔第17次改正〕	昭和52年12月23日条例第47号 〔第18次改正〕
	昭和55年12月24日条例第86号 〔第19次改正〕	昭和56年3月31日条例第29号 〔第20次改正〕
	昭和60年12月25日条例第49号 〔第21次改正〕	昭和61年12月23日条例第56号 〔第22次改正〕
	昭和63年12月21日条例第75号 〔第23次改正〕	平成元年12月19日条例第77号 〔第24次改正〕
	平成2年12月26日条例第44号 〔第25次改正〕	平成3年12月25日条例第50号 〔第26次改正〕
	平成4年12月18日条例第88号 〔第27次改正〕	平成5年12月17日条例第45号 〔第28次改正〕
	平成6年12月16日条例第70号 〔第29次改正〕	平成8年12月18日条例第51号 〔第30次改正〕
	平成9年12月17日条例第84号 〔第31次改正〕	平成10年3月31日条例第3号 〔北海道職員の勤務時間、休暇等に關す る条例附則第7条による改正〕
	平成10年12月17日条例第58号	平成11年12月17日条例第83号

〔第32次改正〕
平成12年12月20日条例第140号
〔第34次改正〕

平成13年12月18日条例第78号
〔第35次改正〕

平成17年3月31日条例第5号
〔北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例附則第5項による改正〕

平成17年3月31日条例第50号
〔第36次改正〕

平成21年3月31日条例第14号
〔北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例附則第4項による改正〕

平成23年3月18日条例第29号
〔第39次改正〕

平成26年12月24日条例第121号
〔第41次改正〕

令和2年7月14日条例第80号
〔第43次改正〕

〔第33次改正〕

平成13年3月30日条例第9号

〔地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例第14条による改正〕

平成17年3月31日条例第4号

〔北海道職員等の修学部分休業に関する条例附則第5項による改正〕

平成17年3月31日条例第19号

〔一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例附則第13項による改正〕

平成18年3月31日条例第53号

〔第37次改正〕

平成22年3月31日条例第27号

〔第38次改正〕

平成23年12月20日条例第66号

〔第40次改正〕

平成29年12月18日条例第71号

〔第42次改正〕

令和3年3月31日条例第20号

〔第44次改正〕

北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例をここに公布する。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号。以下「給与条例」という。)第14条の規定に基づき、北海道地方警察職員(以下「職員」という。)の特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成10年条例3号〕

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 作業手当
- (2) 坑内作業手当
- (3) 死体処理等手当
- (4) 航空手当
- (5) 救難作業手当
- (6) 警衛警護手当
- (7) 夜間特殊業務手当
- (8) 爆発物処理等手当
- (9) 爆発物製造施設等災害現場作業手当
- (10) 潜水作業手当
- (11) 国際緊急援助手当
- (12) 海外犯罪情報収集作業手当
- (13) 銃器犯罪捜査従事手当
- (14) 遠隔地水上警戒業務手当

一部改正〔昭和35年条例44号・36年33号・37年37号・39年5号・40年20号・41年9号・42年24号・44年58号・45年11号・76号・47年29号・50年47号・60年49号・平成4年88号・6年70号・8年51号・13年78号・17年50号・18年53号・22年27号・26年121号〕

(作業手当)

第3条 作業手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

- (1) 主として私服員の従事する犯罪予防及び捜査並びに被疑者逮捕作業
- (2) 被疑者等の看守及び護送作業
- (3) 交通捜査作業
- (4) 犯罪鑑識作業(人事委員会規則で定めるものに限る。)
- (5) 交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業
- (6) 警ら作業(人事委員会規則で定めるものに限る。)

2 前項の手当の額は、その従事した日1日につき1,260円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

3 第1項の職員(管理職手当の支給を受ける者を除く。)が、突発的な事件又は事故で緊急に処理を要するものに係る同項第1号、第3号又は第4号に掲げる作業に従事するために、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号)第2条から第5条まで及び第8条第1項の規定により定められる勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)(給与条例第15条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等で職務に専念する義務を免除される時間を除く。第7条の3第3項において同じ。))に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、当該作業に従事した場合(勤務公署又はこれに準ずる場所以外の場所から従事する場合に限る。)でその従事する時間帯の全部又は一部が夜間(午後9時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。)であるときは、その勤務1回につき1,240円を、前項の規定による手当の額に加算する。

4 同一の日において2以上の作業手当の支給を受けるべき作業に従事した場合においては、人事委員会規則で定めるところにより、そのいずれか一の作業手当のみを支給する。

一部改正〔昭和34年条例51号・35年57号・37年12号・69号・38年48号・42年24号・45年11号・46年26号・49年53号・50年47号・52年47号・55年86号・56年29号・平成2年44号・4年88号・5年45号・10年3号・58号・11年83号・12年140号・18年53号・22年27号〕

(坑内作業手当)

第3条の2 坑内作業手当は、職員が坑内でガス爆発、火災、出水若しくは落盤又はこれらに類する災害があった場合に行う著しい危険を伴う作業に従事したときに、その作業1回につき1,900円を支給する。

追加〔昭和40年条例20号〕、一部改正〔昭和42年条例24号・46年26号・49年53号・50年47号・52年47号・60年49号〕

(死体処理等手当)

第3条の3 死体処理等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

- (1) 変死者又は変死の疑いのある死体の処理作業
- (2) 検視作業(人事委員会規則で定めるものに限る。)
- (3) 医師の行う死体の解剖の補助作業

2 前項の手当の額は、その従事した作業1件につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の作業 1,600円(心身に著しい負担を与える処理作業であって人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)
- (2) 前項第2号及び第3号の作業 3,200円

全部改正〔平成4年条例88号〕、一部改正〔平成6年条例70号・12年140号・22年27号〕

第4条 削除

削除〔平成18年条例53号〕

(航空手当)

第5条 航空手当は、職員が航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1項に規定する航空機をいう。)に搭乗し、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- (1) 航空機乗組員(航空法第69条に規定する航空機乗組員をいう。)として行う業務
- (2) 操縦の練習(航空法第35条第1項各号の操縦の練習をいう。)又は前号若しくは次号に掲げる業務を行うための教育訓練

- (3) 捜索救難、犯罪の捜査若しくは鎮圧、警備又は交通の取締り
 - (4) 航空機の機体、原動機、装備及び計測制御に関する試験
 - (5) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査
- 2 前項の手当の額は、搭乗した時間1時間につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（特に危険又は困難な業務であって人事委員会規則で定めるものに従事した時間がある場合にあっては、当該時間1時間につき当該額の100分の130に相当する額）とする。
- (1) 航空法第24条の事業用操縦士又は自家用操縦士の資格を有する職員 5,100円
 - (2) 航空法第24条の航空通信士、一等航空整備士又は二等航空整備士の資格を有する職員 2,200円
 - (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 1,900円
- 3 第1項第3号の捜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧の業務その他人事委員会規則で定める業務のために飛行中の回転翼航空機から降下した場合における航空手当の額は、前項の規定による手当の額にその降下した日1日につき870円を加算した額とする。

全部改正〔昭和52年条例47号〕、一部改正〔昭和60年条例49号・平成元年77号・18年53号〕

(救難作業手当)

第6条 救難作業手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

- (1) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害（第3条の2に規定する災害を除く。）が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助又は鑑識作業であって心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定めるもの
- (2) 山岳における遭難事故の防止のための警ら作業であって著しい危険を伴い、又は特に困難なもの
- (3) 山岳における遭難者の捜索又は救助作業

2 前項の手当の額は、その従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の作業 960円
 - (2) 前項第2号の作業 960円
 - (3) 前項第3号の作業 1,920円
- 3 前項（第1号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第1項第1号の作業のうち、著しく危険な作業であって人事委員会規則で定めるものに従事した場合の同項の手当の額は、前項第1号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額とする。
- 4 職員が著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものに対処するため第1項第1号の作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の同項の手当の額は、第2項（第1号に係る部分に限る。）及び前項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、第2項第1号に定める額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

全部改正〔平成8年条例51号〕、一部改正〔平成29年条例71号〕

(救難作業手当の特例)

第6条の2 職員が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第2号に規定する原子力緊急事態に対処するため原子力発電所の周辺の区域（人事委員会規則で定める区域に限る。）において行う作業に従事したときは、前条第1項の規定にかかわらず、救難作業手当を支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき2万円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

追加〔平成29年条例71号〕

(警衛警護手当)

第7条 警衛警護手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

- (1) 天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の側近警衛
- (2) 前号に掲げる皇族以外の皇族の側近警衛
- (3) 警護対象者の身辺警護

2 前項の手当の額は、その従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ当該各号に

定める額とする。

- (1) 前項第1号の作業 1,150円
- (2) 前項第2号及び第3号の作業 1,000円
全部改正〔平成8年条例51号〕

(夜間特殊業務手当)

第7条の2 夜間特殊業務手当は、職員が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われる業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 1,100円
- (2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 730円(深夜における勤務時間が2時間に満たない場合にあっては、410円)
追加〔昭和44年条例58号〕、一部改正〔昭和45年条例76号・47年56号・48年76号・50年47号・52年47号・63年75号・平成9年84号〕

(爆発物処理等手当)

第7条の3 爆発物処理等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

- (1) 爆発物又はその疑いのある物件の処理作業
- (2) 特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この号において同じ。）及びサリン以上又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下この項において同じ。）又はその疑いのある物質の処理作業で人事委員会規則で定めるもの
- (3) 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業（前号に掲げる処理作業を除く。）

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号及び第2号の作業 その作業1件につき5,200円
- (2) 前項第3号の作業 その作業に従事した日1日につき250円

3 第1項の職員（警察官である職員（管理職手当の支給を受ける者を除く。）に限る。）が、突発的な事件又は事故で緊急に処理を要するものに係る同項第1号又は第2号に掲げる作業に従事するために、正規の勤務時間に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、当該作業に従事した場合（勤務公署又はこれに準ずる場所以外の場所から従事する場合に限る。）でその従事する時間帯の全部又は一部が夜間であるときは、その勤務1回につき1,240円を、前項の規定による手当の額に加算する。

全部改正〔昭和50年条例47号〕、一部改正〔昭和52年条例47号・55年86号・平成2年44号・3年50号・5年45号・10年3号・11年83号・12年140号・13年78号・18年53号・22年27号〕

(爆発物製造施設等災害現場作業手当)

第7条の4 爆発物製造施設等災害現場作業手当は、職員が火薬類又は高圧ガスの製造施設等において爆発、火災、漏えい若しくは流出又はこれらに類する災害が発生した場合に行う危険を伴う作業（第3条の2及び第6条第1項第1号に規定する作業を除く。）に従事したときに、その従事した日1日につき750円を支給する。

全部改正〔平成17年条例50号〕、一部改正〔平成22年条例27号〕

(潜水作業手当)

第7条の5 潜水作業手当は、職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したときに、その従事した時間1時間につき潜水深度の区分に応じて次の表に定める額（特に困難であり、かつ、心身に著しい負担を与える作業であって、人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあっては、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額）を支給する。

潜水深度の区分	手当額
20メートルまで	310円
30メートルまで	780円

30メートルを超えるとき

1,500円

追加〔昭和60年条例49号〕、一部改正〔平成13年条例78号・18年53号・22年27号〕

(国際緊急援助手当)

第7条の6 国際緊急援助手当は、職員が国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)第2条に規定する国際緊急援助活動の業務に従事したときに、その従事した日1日につき4,000円(心身に著しい負担を与える業務であって人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあっては、当該額にその100分の50(現地の治安の状況等により、心身に著しい緊張を与える業務であって人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあっては、100分の100)に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額)を支給する。

追加〔平成6年条例70号〕、一部改正〔平成18年条例53号・22年27号・23年29号〕

(海外犯罪情報収集作業手当)

第7条の7 海外犯罪情報収集作業手当は、職員が日本国外において犯罪の捜査に関する情報収集作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときに、その従事した日1日につき1,100円を支給する。

追加〔平成8年条例51号〕、一部改正〔平成10年条例58号・18年53号・22年27号〕

(銃器犯罪捜査従事手当)

第7条の8 銃器犯罪捜査従事手当は、職員が銃器が使用され、又は使用されるおそれがある現場において防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行う作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その従事した日1日につき1,640円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

追加〔平成8年条例51号〕、一部改正〔平成10年条例58号・18年53号・22年27号〕

(遠隔地水上警戒業務手当)

第7条の9 遠隔地水上警戒業務手当は、職員が海上保安庁の巡視船に乗り組み、遠隔地の離島の周辺海域における水上警戒業務であって人事委員会規則で定めるものに従事したときに、その従事した日1日につき1,100円を支給する。

追加〔平成26年条例121号〕

(支給の調整)

第8条 職員が同一の日において2以上の特殊勤務手当の支給を受けるべき業務に従事した場合においては、人事委員会規則で定めるところにより、そのいずれか一の特殊勤務手当のみを支給し、又はその支給額を調整することができる。

全部改正〔平成22年条例27号〕

(規則への委任)

第9条 この条例に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給方法その他この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一部改正〔昭和35年条例44号・37年37号・41年9号・42年24号〕

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

一部改正〔平成29年条例71号・令和2年80号・令和3年20号〕

2 職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)が流行している地域を発航した航空機、航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶若しくは新型コロナウイルス感染症の患者を収容する施設のうち人事委員会規則で定めるものの内部又はこれに準ずる区域若しくは場所として人事委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症に感染するおそれが高い作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として感染症対応作業手当を支給する。この場合における第2条の規定の適用については、同条中「(14) 遠隔地水上警戒業務手当」とあるのは、

- 「 (14) 遠隔地水上警戒業務手当
(15) 感染症対応作業手当

とする。

追加〔令和2年条例80号〕

- 3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

追加〔令和3年条例20号〕

附 則（昭和34年10月31日条例第51号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年8月1日条例第44号抄）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、（中略）昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和35年11月1日条例第57号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。

附 則（昭和36年4月1日条例第33号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（昭和37年4月7日条例第12号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則（昭和37年7月26日条例第37号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37年12月26日条例第69号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則（昭和38年12月20日条例第48号抄）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第10項の規定は、昭和38年4月1日から（中略）適用する。

附 則（昭和39年4月1日条例第5号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年4月1日条例第20号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年4月8日条例第9号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和42年7月27日条例第24号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年12月22日条例第58号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、昭和44年4

月1日から適用する。

附 則（昭和45年3月31日条例第11号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年12月23日条例第76号抄）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

1 この条例は、規則で定める日から施行する（後略）

（昭和45年12月規則第131号で、同45年12月23日から施行）

2 （前略）第4条の規定による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、昭和45年5月1日から適用する。

附 則（昭和46年7月30日条例第26号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和46年4月1日から適用する。

2 改正前の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、昭和46年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則（昭和47年4月3日条例第29号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年11月17日条例第56号抄）

〔北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和47年11月規則第117号で、同47年11月22日から施行）

2 （前略）第2条の規定による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は昭和47年9月1日から適用する。

附 則（昭和48年12月21日条例第76号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

2 この条例による改正前の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、昭和48年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則（昭和49年10月23日条例第53号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

2 この条例による改正前の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、昭和49年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則（昭和50年12月23日条例第47号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

2 この条例による改正前の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて、昭和50年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当（爆発物処理等作業手当を除く。）は、この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

- 3 改正前の条例の規定に基づいて、昭和50年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた爆発物処理等作業手当については、爆発物の処理作業に係る分にあつては改正後の条例第7条の4に規定する爆発物処理手当の、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第43条第2項に規定する立入検査作業に係る分にあつては改正後の条例第7条の5に規定する爆発物検査手当のそれぞれ内払とみなす。

附 則（昭和52年12月23日条例第47号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、昭和53年1月1日から施行する。

（昭和52年12月規則第85号で、同52年12月24日から施行）

- 2 この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定（第5条を除く。）は、昭和52年4月1日から適用する。
- 3 この条例による改正前の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、昭和52年4月1日からこの条例（附則第1項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則（昭和55年12月24日条例第86号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年3月31日条例第29号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年4月1日から昭和59年3月31日までの間において、この条例による改正前の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例第3条第1項第6号又は第8号に規定する作業に従事した職員に対しては、従前の例により、作業手当を支給する。

附 則（昭和60年12月25日条例第49号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条に1号を加える改正規定、第5条に1項を加える改正規定及び第7条の6の次に1条を加える改正規定は、昭和61年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の2及び第7条の5の規定は、昭和60年10月1日から適用する。
- 3 この条例による改正前の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、昭和60年10月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則（昭和61年12月23日条例第56号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則（昭和63年12月21日条例第75号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和63年4月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、昭和63年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則（平成元年12月19日条例第77号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成元年4月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、平

成元年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則（平成2年12月26日条例第44号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、平成2年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則（平成3年12月25日条例第50号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成3年4月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、平成3年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則（平成4年12月18日条例第88号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条第1項及び第3条の3の改正規定、第3条の4を削る改正規定、第7条の3第1項の改正規定並びに第8条に1項を加える改正規定は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成4年4月1日から適用する。
- 3 この条例による改正前の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、平成4年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則（平成5年12月17日条例第45号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成6年12月16日条例第70号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の3第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（第1号に係る部分を除く。）、第7条の7の次に1条を加える改正規定並びに第8条第1項の改正規定は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成6年4月1日から適用する。
- 3 この条例による改正前の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、平成6年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則（平成8年12月18日条例第51号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第6条及び第7条の改正規定、第7条の8の次に2条を加える改正規定並びに第8条の改正規定は、平成9年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。
- 3 この条例による改正前の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、平

成8年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則（平成9年12月17日条例第84号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成9年4月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、平成9年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則（平成10年3月31日条例第3号抄）

〔北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の附則〕

（施行期日）

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成10年5月規則第91号で、同10年7月1日から施行）

附 則（平成10年12月17日条例第58号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、平成10年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則（平成11年12月17日条例第83号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成11年4月1日から適用する。
- 3 この条例による改正前の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、平成11年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則（平成12年12月20日条例第140号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、平成12年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則（平成13年3月30日条例第9号抄）

〔地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月18日条例第78号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の7の改正規定は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例第7条の4（同条第1項第2号から第4号までに規定する作業に関する部分に限る。）の規定は、平成13年10月17日から適用する。

附 則（平成17年3月31日条例第4号抄）

〔北海道職員等の修学部分休業に関する条例の附則〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日条例第5号抄)

〔北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例の附則〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日条例第19号抄)

〔一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成17年3月31日条例第50号)

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日条例第53号)

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年北海道条例第67号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成21年3月31日条例第14号抄)

〔北海道職員等の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日条例第27号)

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年北海道条例第67号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成23年3月18日条例第29号)

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月20日条例第66号)

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則 (平成26年12月24日条例第121号)

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成29年12月18日条例第71号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成29年11月1日から適用する。

附 則（令和2年7月14日条例第80号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項及び第3項の規定は、令和2年1月20日から適用する。

附 則（令和3年3月31日条例第20号）

〔北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項の規定は、令和3年2月13日から適用する。